

- 技術基準改正(エコ電線)に関する情報 -

(財)電気安全環境研究所

本資料は、電気用品安全法施行規則及び電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(経済産業省令第38号)により、技術基準が改正された箇所を説明するための参考情報です。

改正に係る部分について、別表第一及び別表第八の技術基準から抜粋し、改正された点について赤字で示してあります。

内容については正確を期しておりますが、正式には官報(平成19年4月16日付、官報号外第79号)等にてご確認をお願いいたします。

2007/5/22 一部修正:

別表第一附表第十四2中、外装に使用されるポリエチレン混合物の「架橋したもの」について、引張強さ及び伸びの規定値を追加しました。

別表第一附表第十八中、外装に使用されるポリエチレン混合物の減少率に架橋したものに適用される値を追加しました。

別表第一 電線

(別表第一1(1)～(5) 省略)

別表第一1(6)イ コード

(別表第一1(6)イ(イ) 省略)

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

コードの種類	絶縁物
単心ゴムコード、より合わせゴムコード、袋打ちゴムコード及び丸打ちゴムコード	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物又はけい素ゴム混合物
単心ビニルコード、より合わせビニルコード、袋打ちビニルコード及び丸打ちビニルコード	ビニル混合物
単心ポリエチレンコード	ポリエチレン混合物
単心ポリオレフィンコード	ポリオレフィン混合物
ゴムキャブタイヤコード	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物
ビニルキャブタイヤコード	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はビニル混合物
ポリエチレンキャブタイヤコード	ポリエチレン混合物
金糸コード	ビニル混合物
その他のコード	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物、ビニル混合物、 ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物

b 厚さは、次に適合すること。

(a) 外部編組若しくは外装を有するA種コード((イ)a(a)に規定する導体を使用するコードをいう。以下この表において同じ。)又は絶縁体にビニル混合物、**ポリエチレン混合物若しくはポリオレフィン混合物**を使用するA種コードにあつては厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。ただし、定格電圧が150V以下のコードであつて、導体の断面積が0.8mm²未満のもの(絶縁体にけい素ゴム混合物を使用するものに限る。)にあつては、0.4mm以上とすることができる。

導体の断面積(mm ²)	絶縁体の厚さ(mm)	
	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物又はけい素ゴム混合物を絶縁体に使用するもの	エチレンプロピレンゴム混合物、ビニル混合物、 ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物 を絶縁体を使用するもの
2.0以下	0.8(0.6)	0.8(0.6)
2.0を超え3.5以下	1.1(0.8)	0.8(0.6)
3.5を超え5.5以下	1.1(0.8)	1.0(0.8)

(備考) 括弧内の数値は、ゴムキャブタイヤコード、ビニルキャブタイヤコード、**ポリエチレンキャブタイヤコード又はポリオレフィンキャブタイヤコード**に適用する。

- (b) 外部編組又は外装を有しないA種コードであつて、絶縁体にビニル混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**以外の絶縁物を使用するものにあつては、厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

導体の断面積(mm ²)	絶縁体の厚さ(mm)
0.5以上2.0以下	1
2.0を超え5.5以下	1.3

(別表第一(6)イ(ル)まで 省略)

(ヲ) キャブタイヤコードにあつては、次に適合すること。

- 線心相互間および線心と外装との間には、空げきができないように介在物を施してあること。
- 線心は、外装および介在物から分離しやすい構造であること。
- A種のものであつて丸形のものにあつては線心2本以上を層心径の20倍以下のピッチでより合わせたものに、その他のものにあつては線心2本以上を平行に配列したものに外装を施してあること。
- B種のものにあつては、2本以上5本以下の線心をより合わせ、又は平行に配列したものであること。
- 外装は、ゴムキャブタイヤコードにあつては天然ゴム混合物、**クロロプレンゴム混合物又は耐燃性エチレンゴム混合物**、ビニルキャブタイヤコードにあつてはビニル混合物、**ポリエチレンキャブタイヤコードにあつてはポリエチレン混合物、ポリオレフィンキャブタイヤコードにあつてはポリオレフィン混合物**であること。
- A種のものであつては、ゴムキャブタイヤコードにあつては(a)の式、ビニルキャブタイヤコード、**ポリエチレンキャブタイヤコード及びポリオレフィンキャブタイヤコード**にあつては(b)の式により計算した値(1mm未満の場合は、1mm)を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の70%以上であること。

$$(a) T = (D / 10) + 0.5$$

$$(b) T = (D / 25) + 0.6$$

Tは、A種のもの外装の厚さとし、その単位は、mmとする。(小数点2位以下は、4捨5入する。)

Dは、丸形のものにあつてはA種のもの外装の内径、その他のものにあつてはA種のもの外装の内短径と内長径の和を2で除した値又はその他のものであつて線心を隔壁で分割する場合は、分割したそれぞれの内短径と内長径の和を2で除した値のうち最も大きい値とし、その単位はmmとする(小数点2位以下は、4捨5入する。)。この場合において隔壁の厚さは、外装の厚さと同等以上でなければならない。

(別表第一1(6)イ(ヲ)b 省略)

(ワ) 金糸コードにあつては、次に適合すること。

- a 外装を有しないものにあつては、一体にした2本以上の線心をより合わせ、又は平行に配列したものであつて、分離したとき絶縁体の厚さが均分されるものであること。
- b 外装を有するものにあつては、次に適合すること。
 - (a) 線心相互間及び線心と外装との間には、空げきができないように介在物を施してあること。
 - (b) 線心は、外装及び介在物から分離しやすい構造であること。
 - (c) 丸形のものにあつては線心2本以上を層心径の20倍以下のピッチでより合わせたもの上に、その他のものにあつては線心2本以上を平行に配列したものの上に外装を施してあること。
 - (d) 外装は、天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、**ビニル混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物**であること。
 - (e) 外装の厚さは、0.8mmを標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の70%以上であること。

(カ) 単心ゴムコード、より合わせゴムコード、袋打ちゴムコード、丸打ちゴムコード、単心ビニルコード、より合わせビニルコード、袋打ちビニルコード、丸打ちビニルコード、単心ポリエチレンコード、**単心ポリオレフィンコード**、キャブタイヤコード及び金糸コード以外のコードは、一体にした2本以上の線心をより合わせ、若しくは平行に配列したものであつて、分離したとき絶縁体の厚さが均分されるもの又はB種コードであつて、2本以上の線心をより合わせ、かつ、外部編組を有するものであること。

(別表第一1(6)ロ、二 省略)

ホ 導体加熱変色

絶縁体にビニル混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**以外の絶縁物を使用するコードであつて、めつきを施してない銅線を使用するものにあつては、完成品を 130 ± 3 の温度に6時間保つたとき、銅線の表面が金属色を失わないこと。

ヘ 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

(別表第一(6)へ(イ)～(ハ) 省略)

(二) 加熱変形

絶縁体又は外装にビニル混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**を使用するものにあつては、附表第十八の試験を行つたとき、これに適合すること。

(ホ) 耐燃性

- a 絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十一の試験を行つたとき、これに適合すること。
- b 絶縁体又は外装にビニル混合物、**耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性ポリオレフィン混合物又は耐燃性エチレンゴム混合物**を使用するものにあつては、附表第二十一の試験を行つたとき、これに適合すること。

(へ) 耐寒性

外装に耐燃性ポリエチレン混合物**又は耐燃性ポリオレフィン混合物**を使用するものにあつては、附表第十七の試験を行つたとき、これに適合すること。

(別表第一(6)チ、リ 省略)

(7) キャブタイヤケーブル

イ 材料および構造

(イ) 導体は、次に適合すること。

- a 附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が 0.75mm^2 以上(3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、**3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル**、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、 2.0mm^2 以上)のものであること。
- b 絶縁体がビニル混合物、**ポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物**以外のものであるキャブタイヤケーブルの導体に使用する銅線は、すず若しくは鉛又はこれらの合金のめつきを施してあること。ただし、導体上にセパレーターを施すものにあつては、この限りでない。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

- a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

キャブタイヤケーブルの種類	絶縁物
1種キャブタイヤケーブル	天然ゴム混合物
2種キャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル 、3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 3種	天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物

<p>耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、 4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレン キャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホ ン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル</p>	
---	--

b 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

導体の断面積(mm ²)	絶縁体の厚さ(mm)		
	天然ゴム混合 物、ブチルゴム混 合物又はけい素 ゴム混合物を絶 縁体に使用する もの	ビニル混合物を 絶縁体に使用す るもの	エチレンプロピレ ンゴム混合物、 ポ リエチレン混合物 又はポリオレフィ ン混合物を絶縁 体に使用するも の
0.75以上3.5以下	1.1(1.4)	0.8	0.8(1.2)
3.5を超え5.5以下	1.1(1.4)	1.0	1.0(1.2)
5.5を超え8以下	1.1(1.4)	1.2	1.0(1.2)
8を超え14以下	1.4(1.4)	1.4	1.0(1.2)
14を超え22以下	1.4(1.8)	1.6	1.2(1.6)
22を超え30以下	1.8(1.8)	1.6	1.2(1.6)
30を超え38以下	1.8(1.8)	1.8	1.2(1.6)
38を超え60以下	1.8(2.3)	1.8	1.5(2.1)
60を超え100以下	2.3(2.3)	2.0	2.0(2.1)

(備考) 括弧内の数値は、3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、**3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル**、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルに適用する。

(八) 外装は、次に適合すること。

a 単心キャブタイヤケーブルにあつては線心に、丸形多心キャブタイヤケーブルにあつては線心を層心径の20倍以下のピッチでより合わせたものに、平形キャブタイヤケーブルにあつては線心2本以上を平行に配列したものに、それぞれ次の表に掲げる絶縁物を被覆したものであること。

種類	外装に使用する絶縁物
----	------------

1種キャブタイヤケーブル、2種キャブタイヤケーブル、3種キャブタイヤケーブル及び4種キャブタイヤケーブル	天然ゴム混合物
2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロプレンキャブタイヤケーブル	クロロプレンゴム混合物
2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物
2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル及び3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル	耐燃性エチレンゴム混合物
けい素ゴムキャブタイヤケーブル	けい素ゴム混合物(機械的強度を強化したものに限る。)
その他のキャブタイヤケーブル	ビニル混合物 又は耐燃性ポリオレフィン混合物

- b 厚さは、次の表に掲げる計算式により計算した値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の85%以上(平形のものにあつては、80%以上)であること。

種類	計算式
1種キャブタイヤケーブル、2種キャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル 、けい素ゴムキャブタイヤケーブル及びその他のキャブタイヤケーブル	$T = (D / 15) + 1.3$
3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、 3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル及び3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル	$T = (D / 15) + 2.2$
4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種ク	$T = (D / 15) + 2.6$

ロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル

(備考)

- 1 Tは、外装に使用する絶縁物の厚さとし、その単位は、mmとする。(小数点2位以下は、4捨5入する。)
 - 2 Dは、丸形のものにあつては外装の内径、その他のものにあつては外装の内短径と内長径の和を2で除した値又はその他のものであつて線心を隔壁で分割する場合は、分割したそれぞれの内短径と内長径の和を2で除した値のうち最も大きい値とし、その単位はmmとする(小数点2位以下は、4捨5入する。)。この場合において、隔壁の厚さは、外装の厚さと同等以上でなければならない。
 - 3 外装を二層とする場合には、外側層の厚さは内側層の厚さ以上とすること。
- c 3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、**3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル**、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、線心上、線心より合わせ上又は外装の中間に綿帆布テープ(外装の中間に綿帆布テープを施す場合にあつては、その下の外装の材料は天然ゴム混合物とすることができる。)を突き合わせて巻き、又は綿糸、麻若しくは合成繊維の糸による編組若しくはこれらと同等以上の補強層(外装の中間に補強層を施す場合にあつては、その下の外装の材料は天然ゴム混合物とすることができる。)を施してあること。この場合において、綿帆布テープ、編組又は補強層と外装に使用する絶縁物とは、粘着していなければならない。

(別表第一1(7)イ(二)、ロ～ニ 省略)

ホ 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

(イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行なつたとき、これに適合すること。

(ロ) 巻付け加熱

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十五の試験を行なつたとき、これに適合すること。

(ハ) 低温巻付け

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十六の試験を行なつたとき、これに適合すること。

(ニ) 加熱変形

絶縁体または外装にビニル混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**を使用するものにあつては、附表第十八の試験を行なつたとき、これに適合すること。

(ホ) 耐油性

- a 外装に天然ゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十1の試験を行なつたとき、これに適合すること。

- b 絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十2の試験を行つたとき、これに適合すること。
- c 絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第二十3の試験を行なつたとき、これに適合すること。
- d 外装に耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第二十4の試験をおこなつたとき、これに適合すること。**

(ヘ) 耐燃性

- a 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十一1の試験を行つたとき、これに適合すること。
- b 外装にビニル混合物、**耐燃性エチレンゴム混合物又は耐熱性ポリオレフィン混合物**を使用するものにあつては、附表第二十一2の試験を行なつたとき、これに適合すること。

(ト) 耐引裂性

絶縁体及び外装に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十五の試験を行つたとき、これに適合すること。

(チ) 耐寒性

外装に耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第十七の試験を行つたとき、これに適合すること。

へ 機械的強度

(イ) 曲げ強度

- a 導体の断面積が 3.8mm^2 以下の丸形のものにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、これを次の図の曲げ試験装置に次の表に掲げる回転半径及び固定距離で取り付け、回転子を毎分約20回の速さで連続して200回回転させたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体の素線の断線率が30%以下であること。この場合において、導体補強線を有するものにあつては、導体補強線の素線が断線しないこと。

図略

導体の断面積(mm^2)	回転半径(mm)	固定距離(mm)
3.5以下のもの	150	200
3.5を超えるもの	100	300

- b 平形のものにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、ケーブルの短径の5倍の直径を有する円筒の円弧に沿つて 90° 屈曲させた後に直線状に戻し、次に反対方向に 90° 屈曲させた後に直線状に戻す操作を毎分10回(断面積が 3.8mm^2 を超えるものにあつては、毎分6回)の速さで連続して200回行つたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体の素線の断線率が30%以下であること。この場合において、導体補強線を有するものにあつては、導体補強線の素線が断線しないこと。

(ロ) 耐摩耗性

ゴムキャブタイヤケーブルにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、その一

端を次の図の摩耗試験装置の固定点に固定し、他端に次の表に掲げる質量のおもりを取り付け、試料の表面を摩耗円板の円周に接触させ、この円板をおもりの重力と同じ方向に毎分約60回の速さで連続して同表に掲げる回転数だけ回転させたとき、その外装が摩耗して内部の絶縁体が露出しないこと。

図略

種類	導体の断面積(m ²)	おもりの質量(kg)	摩耗円板の回転数(回)		
			1種キャブタイヤケーブル	2種キャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル 又はけい素ゴムキャブタイヤケーブル	3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル 、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル
単心のもの	3.5以下	1	200	250	350
	3.5を超え14以下	1	300	400	600
	14を超え38以下	2.5	400	500	750
	38を超えるもの	2.5	500	600	900
多心のもの	3.5以下	1	300	400	500
	3.5を超え14以下	2.5	500	600	750
	14を超え38以下	5	750	750	1,100
	38を超えるもの	10	1,000	1,000	1,500

(八) 耐衝撃性

3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン

化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、**3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル**、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、附表第二十三の試験を行つたとき、これに適合すること。

(二) 耐震性

耐震型のものにあつては、附表第二十四の試験を行つたとき、これに適合すること。

(別表第一1(8)及び(9)、別表第一2 省略)

(附表第一 ~ 附表第十 省略)

附表第十一 絶縁抵抗試験

- 1 しゃへいまたは金属製の補強層を有するものにあつては完成品を大気中において、しゃへいまたは金属製の補強層を有しないものにあつては完成品を清水中に浸した状態において、導体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えたとき、測定した絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。この場合において、導体(金属製の導体補強線を含む。)以外の金属は、接地しなければならない。
- 2 絶縁体にビニル混合物を使用するもの(ケーブル又はキャブタイヤケーブルであつて、絶縁体にビニル混合物を使用するものを除く。)にあつては、1の試験のほか、完成品から適当な長さの試料をとり、これを 60 ± 3 (絶縁体に耐熱性を有するビニル混合物を使用するものにあつては、 75 ± 3)の清水中に浸した状態において、絶縁体の温度が一定となつた後に導体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えたとき、測定した絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。この場合において、導体(金属製の導体補強線を含む。)以外の金属は、接地しなければならない。

電線の種類	導体の太さ		使用する絶縁体の種類別・絶縁抵抗(M - km)										
			20 における値									60 における値	75 における値
	より線(断面積 mm ²)	単線(直径 mm)	天然ゴム混合物	スチレンブタジエンゴム混合物	ブチルゴム混合物	クロロプレノンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物	エチレンプロピレンゴム混合物	けい素ゴム混合物	ビニル混合物	ポリエチレン混合物 又はポリオレフィン混合物	ふつ素樹脂混合物	耐熱性を有するものを除くビニル混合物	耐熱性を有するビニル混合物
絶縁電線 (屋外用 ビニル絶縁電線 蛍光灯電線 ネオン電線及び 扁平)	1.25未満	1.6未満	1,000	100	500	6	500	100	50	2,500 (50)	2,500	0.20	0.05
	1.25以上 2.0未満	1.6以上 2.0未満	1,000	100	500	6	500	100	50	2,500 (50)	2,000	0.20	0.05
	2.0以上 5.5未満	2.0以上 2.6未満	1,000	100	500	6	500	100	50	2,500 (50)	1,500	0.15	0.05
		2.6以上 3.2未満	1,000	100	500	5	500	100	50	2,500 (50)	1,500	0.15	0.05
	5.5以上8 未満		900	90	500	5	500	90	50	2,500 (50)	1,500	0.15	0.05
		3.2以上 4.0未満	900	90	500	5	400	90	50	2,000 (50)	1,500	0.15	0.05
	8以上14 未満		800	80	400	5	400	80	50	2,000 (50)	1,500	0.15	0.05

形導 体合 成樹 脂絶 縁電 線を 除 く。) 及び ケー ブル		4.0以上 5.0未満	700	70	400	5	400	70	50	2,000 (50)	1,500	0.15	0.05
	14以上22 未満		700	60	400	5	300	60	40	1,500 (40)	1,500	0.10	0.04
		5.0以下	800	80	400	4	400	80	40	2,000 (40)	1,500	0.10	0.04
	22以上30 未満		700	70	400	4	300	70	40	1,500 (40)	1,000	0.10	0.04
	30以上38 未満		600	60	300	4	300	60	40	1,500 (40)	900	0.10	0.04
	38以上50 未満		500	50	300	4	300	50	40	1,500 (40)	900	0.10	0.04
	50以上60 未満		600	60	300	3	300	60	30	1,500 (30)	800	0.10	0.03
	60以上80 未満		500	50	300	3	300	50	30	1,500 (30)	700	0.07	0.03
	80以上100 未満		500	50	300	3	200	50	30	1,000 (30)	700	0.07	0.03
	100		500	50	300	3	300	50	30	1,500 (30)	600	0.07	0.03
蛍光 灯電 線	0.75						200		20	1,000 (20)		0.07	0.02
コー ド	3.5未満 3.5以上		400	40		1	300	100	5	2,500 (50)		0.01	0.005

			600	60		1	500	150	5	2,500 (50)		0.01	0.005
--	--	--	-----	----	--	---	-----	-----	---	---------------	--	------	-------

電線の種類		導体の太さ		使用する絶縁体の種類別・絶縁抵抗(m - km)									
				20 における値								60 における値	75 における値
より線 (断面 積 m ²)	単線 (直 径 m)	天然 ゴム 混合 物	スチレ ンブ タジ エン ゴム 混合 物	ブチ ルゴ ム混 合物	クロロ プレン ゴム 混合 物 又は クロロ スルホ ン化 ポリエ チレン ゴム 混合 物	エチ レン プロ ピレン ゴム 混合 物	けい 素ゴ ム混 合物	ビ ニ ル混 合物	ポリエ チレン 混合 物 又は ポリ オレフ ィン混 合物	ふつ 素樹 脂混 合物	耐熱性 を有す るもの を除く ビニル 混合 物	耐熱性 を有す るビニ ル混合 物	
キャ ブ タイ ヤ ケー ブル	3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル 、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	8未満		1,000		500			500				
		8以上 14未満		900		500			400				
		14以上 22未満		700		400			400				
		22以上 30未満		700		400			300				
		30以上 80		600		300			300				

	未満												
	80以上100未満	500		300		300							
	100	500		300		200							
けい素ゴムキャブタイヤケーブル	3.5未満						100						
	3.5以上5.5未満						100						
	5.5以上8未満						90						
	8以上14未満						80						
	14以上22未満						70						
	22以上38未満						60						
	38以上50未満						60						

	50以上80未満						50						
	80以上100未満						50						
	100						50						
その他のキャブタイヤケーブル	3.5未満	1,000		500		500	100	50	2,500	(50)			
	3.5以上5.5未満	1,000		500		400	100	40	2,000	(40)			
	5.5以上8未満	900		500		400	90	40	2,000	(40)			
	8以上14未満	800		400		400	80	40	2,000	(40)			
	14以上22未満	700		400		300	70	40	1,500	(40)			
	22以上38未満	600		300		300	60	30	1,500	(30)			
	38以上50	600		300		200	60	30	1,000	(30)			

		未満												
		50以上80未満	500		300		200	50	30	1,000 (30)				
		80以上100未満	500		300		300	50	30	1,500 (30)				
		100	500		300		200	50	20	1,000 (20)				

(備考)

- 絶縁抵抗は、測定時の温度及び絶縁体の種類に従い、20 における値を次の表に掲げる絶縁抵抗換算係数で除した値とする。この場合において、絶縁体にポリエチレン混合物、**ポリオレフィン混合物**又はふつ素樹脂混合物を使用するものにあつては、測定時の温度にかかわらず20 における値とする。
- 括弧内の数値は、耐燃性ポリエチレン混合物**又は耐燃性ポリオレフィン混合物**を使用するものに適用する。

(附表第十二、附表第十三 省略)

附表第十四 引張強さおよび伸びの試験

絶縁体または外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さおよび伸びの試験を行なつたとき、2の基準に適合すること。

1 試験条件

- (1) 試料は、完成品から導体、テープその他の附属物を取り除き、次の図1のダンベル状にして標点を記したものとする。この場合において、ダンベル状とすることが著しく困難なものにあつては、次の図2の管状のものに標点を記したものとすることができる。

図1(略)

(備考) 試料の幅を25mmとすることができない場合にあつては、その幅を25mm未満とすることを妨げない。

図2(略)

- (2) 16 以上32 以下の温度において、引張試験機を使用して、3本の試料について毎分200mm以上500mm以下(ポリエチレン混合物**及びポリオレフィン混合物**にあつては50mm以上200mm以下)の速さで引張強さ及び伸びの試験を行い、その平均値を試験結果とすること。
- (3) 試料を次の表に掲げる加熱温度に同表に掲げる加熱時間保つた後、96時間以内において、室温で4時間以上放置した後に(2)の方法により試験を行うこと。

絶縁物の種類		加熱温度 ()	加熱時間 (時間)
天然ゴム混合物		100 ± 2	48
クロロプレンゴム混合物	袋打ちコード若しくは丸打ちコードであつて、外部編組の下に石綿糸若しくはガラス繊維を施してあるものの絶縁体又はクロロプレン外装ケーブルの外装に使用するもの	100 ± 2	96
	その他のもの	100 ± 2	48
クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物		120 ± 3	120
けい素ゴム混合物		220 ± 3	96
ビニル混合物	耐熱性を有するもの	120 ± 3	120
	その他のもの	100 ± 2	48
ポリエチレン混合物 又はポリオレフィン混合物	架橋したもの	120 ± 3	96
	その他のもの	90 ± 2	96
ふつ素樹脂混	耐熱性を有するもの	250 ± 3	96

合物	その他のもの	200 ± 3	96
その他のもの		100 ± 2	96

2 基準

室温における引張強さおよび伸びならびに加熱後の引張強さおよび伸びの残率は、次の表に掲げる値以上であること。

絶縁体と外装の別	絶縁物の種類	室温における値		加熱後の残率		
		引張強さ (MPa)	伸び (%)	引張強さ (%)	伸び (%)	
絶縁体	天然ゴム混合物	6	250	60	60	
	スチレンブタジエンゴム混合物	5	300	70	70	
	クロロプレンゴム混合物	6	250	60	60	
	ブチルゴム混合物	4	300	80	80	
	エチレンプロピレンゴム混合物	外部編組を有しない絶縁電線	7	400	80	80
		その他のもの	4	300	80	80
	クロルスルホン化ポリエチレンゴム混合物	8	300	80	70	
	けい素ゴム混合物	機械的強度を強化したもの	7	200	70	60
		その他のもの	4	200	70	60
	ビニル混合物	耐熱性を有するもの	10	120	90	75
		その他のもの	10	100	85	80
	ポリエチレン混合物	架橋したもの	10	200	80	80
		その他のもの	10	350	80	65
	ポリオレフィン混合物	架橋したもの	7(8)	200	80	80
		その他のもの	5(8)	200	80	65
	ふつ素樹脂混合物	耐熱性を有するもの	10	200	80	80
		その他のもの	20	100	80	80
外装	天然ゴム混合物	1種キャブタイヤケーブル	10	300	50	50
		2種キャブタイヤケーブル、3種キャブタイヤケーブル及び4種キャブタイヤケーブル	14	430	50	50
		その他のもの	8	300	50	50
	クロロプレンゴム混合物	金糸コード	6	250	60	60

	ゴムキャブタイヤコード	10	300	65	65
	キャブタイヤケーブル	13	300	65	65
	その他のもの	10 (8)	300 (250)	60	60
クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物	キャブタイヤケーブル	13	300	80	70
	その他のもの	8	300	80	70
けい素ゴム混合物(機械的強度を強化したもの)		7	200	70	60
耐燃性エチレンゴム混合物		7	300	80	80
ビニル混合物	耐熱性を有するもの	10	120	90	80
	その他のもの	10	120	85	80
ポリエチレン混合物	架橋したもの	10	200	80	80
	その他のもの	10	350	80	65
耐燃性ポリオレフィン混合物	架橋したもの	8	200	80	80
	その他のもの	10	200	80	65

(備考)

- 1 絶縁体のポリオレフィン混合物の項中括弧内の数値はコードに、外装のクロロプレンゴム混合物の項中括弧内の数値は、クロロプレン外装ケーブルであつて、外装のクロロプレンゴム混合物の上にゴム引き帆布があるものに適用する。
- 2 ポリオレフィン混合物は、エチレン、プロピレン、エチレンプロピレン、エチレンビニルアセテート、エチレンエチルアクリレートを用いた樹脂混合物(ポリエチレンを除く。)とする。耐燃性ポリオレフィン混合物は、これらポリオレフィン混合物に耐燃性を付与した混合物とする。
- 3 耐燃性エチレンゴム混合物には、耐燃性を付与したエチレンプロピレンゴム混合物、エチレンプロピレンジエンゴム混合物(EPDM)、エチレンビニルアセテートゴム混合物を含める。

(附表第十五、附表第十六 省略)

附表第十七 耐寒性試験

外装とする前のビニル混合物、**ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物**のコンパウンドから試料をとり、これを練つて長さ38mm±2mm、幅6mm±0.4mm、厚さ2mm±0.2mmの試験片を3個作り、ビニル混合物、**耐燃性ポリエチレン混合物及び耐燃性ポリオレフィン混合物**にあつては -15 ±0.5、ポリエチレン混合物(耐燃性ポリエチレン混合物を除く。)にあつては -50 ±3 の温度に約150秒間保つた後、**JIS K 6723:1995**「軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド」の「6.6耐寒性試験」の試験方法により試験を行つたとき、試験片がいずれも破壊しないこと。

附表第十八 加熱変形試験

線心または完成品から長さが30mmのビニル混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**の試料をとり、その厚さを測り、試料と測定装置をあらかじめ、ビニル混合物

にあつては 120 ± 3 、**ポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物にあつては** 75 ± 3 (架橋したものにあつては、 120 ± 3)の温度に30分間保つた後、測定装置の平行板の間に試料を置き、これに次の表に掲げる荷重を加え、さらにビニル混合物にあつては 120 ± 3 、**ポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物にあつては** 75 ± 3 (架橋したものにあつては、 120 ± 3)の温度に30分間保つた後、そのままの状態です。試料の厚さを測定したとき、その厚さの減少率が次の表に掲げる値以下であること。

絶縁体と外装の別	絶縁物の種類	電線の種類	導体の太さ		外装の外径(mm)	荷重(N)	減少率(%)
			単線(直径mm)	より線(断面積mm ²)			
絶縁体	ビニル混合物	屋外用ビニル絶縁電線	2.0以下			3	30
			2.0を超えるもの	3.8以下		5	
				3.8を超えるもの		7	
	その他のもの		1.0以下	0.9以下		3	50(30)
			1.0を超える 1.2以下	0.9を超え 1.25以下		4	
			1.2を超える 3.2以下	1.25を超え 8以下		5	
			3.2を超えるもの	8を超え3.8以下		7	
				3.8を超え80以下		10	
				80を超えるもの		15	
	ポリエ	すべてのもの	1.2以下	1.25以下		5	10(40)

	チレン混合物		1.2を超えるもの	1.25を超え14以下		10		
				14を超え50以下		15		
				50を超え80以下		20		
				80を超えるもの		25		
	ポリオレフィン混合物	コード		0.75以下			3	10(40)
				0.75を超え1.25以下			4	
				1.25を超え5.5以下			5	
		その他のもの	1.2以下	1.25以下			5	10(40)
			1.2を超えるもの	1.25を超え14以下			10	
				14を超え50以下			15	
			50を超え80以下			20		
			80を超えるもの			25		
	外装	ビニル混合物	ビニルキャブタイヤコード		0.75以下		5	50
					0.75を超えるもの		7	
その他のもの					8未満	5	50	
				8以上12未満	7			
				12以上	10			
				10未満	10	10(40)		
ポリエチレン混合物		すべてのもの		10以上20未満	15			
				20以上25未満	20			
				25以上30未満	25			
				30以上35未満	29			
			35以上45未満	34				
			45以上	39				

	ポリ オレ フィン 混 合 物	キャブタイ ヤコード	0.75以下		5	10(40)
			0.75を超 えるもの		7	
	その他のも の			10未満	10	10(40)
				10以上20未満	15	
				20以上25未満	20	
				25以上30未満	25	
				30以上35未満	29	
				35以上45未満	34	
				45以上	39	

(備考)

- 1 絶縁体のビニル混合物の項中括弧内の数値は引込用ビニル絶縁電線および耐熱性を有するビニル混合物を使用する電線に、絶縁体のポリエチレン混合物**及びポリオレフィン混合物**の項中括弧内の数値は架橋したものに適用する。
- 2 丸形以外のものにあつては、外装の外径は、短径と長径との和を2で除した値とする。

(附表第十九 省略)

附表第二十 耐油性試験

1 天然ゴム混合物の耐油性試験

完成品から適当な長さの試料を採り、その仕上がり外径の5倍の内径の輪に1回以上巻き、その両端を残して 95 ± 3 の電気絶縁油(**JIS C2320:1999「電気絶縁油」に規定する絶縁油Aのうち種類が1種2号のもの**とする。)の中に3時間浸したとき、ケーブルの仕上がり外径の増加が単心のもの又は断面積が 14mm^2 以下の多心のものにあつては3mm以下、断面積が 14mm^2 を超える多心のものにあつてはその仕上がり外径の10%以下であること。

- 2 クロロプレンゴム混合物及びクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物の耐油性試験
附表第十四1 (1)に規定する方法によりクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物の試料をとり、これを 120 ± 2 の絶縁油(**JIS K6258:2003「加硫ゴム及び熱可塑性ゴム - 耐液性の求め方」に規定する試験用潤滑油のうちのNo.2油又はこれと同等以上のもの**とする。)の中に18時間浸した後に取り出し、表面の油をふき取り、48時間以内において、室温で約4時間以上放置した後、附表第十四1 (2)に規定する引張強さ及び伸びの試験を行つたとき、室温における引張強さ及び伸びがいずれも同表1(1)及び(2)の規定による引張強さ及び伸びの試験により得られた値の60%以上(クロロプレンキャブタイヤケーブル又はクロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであつて試料の厚さが1mm以下のものにあつては、50%以上)であること。

3 ビニル混合物の耐油性試験

附表第十四1 (1)に規定する方法によりビニル混合物の試料をとり、これを 70 ± 3 (耐熱性を有するビニル混合物にあつては、 85 ± 3)の電気絶縁油(JIS C2320(1974)「電気絶縁油」に規定する二号電気絶縁油又はJIS K6301(1975)「加硫ゴム物理試験方法」に規定する二号油とする。)に4時間浸した後に取り出し、表

面の油をふき取り、48時間以内において、室温で4時間以上放置した後、附表第十四1(2)に規定する引張強さ及び伸びの試験を行つたとき、室温における引張強さ及び伸びがいずれも同表1(1)及び(2)の規定による引張強さ及び伸びの試験により得られた値の85%以上(ダンベル状のものにあつては、それぞれ80%以上及び60%以上)であること。

4 耐燃性エチレンゴム混合物及び耐燃性ポリオレフィン混合物の耐油性試験

附表第十四1(1)に規定する方法により耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物の試料をとり、これを 70 ± 3 の絶縁油(JIS C2320:1999「電気絶縁油」に規定する絶縁油Aのうち種類が1種2号のもの又は JIS K6258:2003「加硫ゴム及び熱可塑性ゴム - 耐液性の求め方」に規定する試験用潤滑油のうちの No.2 油又はこれと同等以上のものとする。)に4時間浸した後に取り出し、表面の油をふき取り、48時間以内において、室温で4時間以上放置した後、附表第十四1(2)に規定する引張強さ及び伸びの試験を行つたとき、室温における引張強さ及び伸びがいずれも同表1(1)及び(2)の規定による引張強さ及び伸びの試験により得られた値のいずれも60%以上であること。

附表第二十一 耐燃性試験

- 1 クロロプレンゴム混合物及びクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物の耐燃性試験
完成品から長さ約300mmの試料をとり、コードにあつてはこれを水平面に対して約60°に傾斜させ、その他のものにあつてはこれを水平に保ち、コードにあつてはその下端を、その他のものにあつてはその中央部を酸化炎の長さが約130mmのブンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去つたとき、自然に消えること。
- 2 ビニル混合物、**耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性ポリオレフィン混合物及び耐燃性エチレンゴム混合物**の耐燃性試験
完成品から長さ約300mmの試料を採り、ネオン電線にあつてはこれを水平に保ち、その他のものにあつてはこれを水平面に対して約60°に傾斜させ、ネオン電線にあつてはその中央部を、その他のものにあつてはその下端を酸化炎の長さが約130mmのブンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去つたとき、自然に消えること。

(附表第二十二 省略)

附表第二十三 衝撃試験

完成品から適当な長さの試料を採り、これを次の図の衝撃試験装置の鉄台上に置き、その上に次の表に掲げる質量のおもりを同表に掲げる高さから落下させたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体、金属製の導体補強線又は補強索の素線の断線率がそれぞれ30%以下であること。

図表 (略)

(備考) dは、ケーブルの外径とする。

種	導体の	おもり	高さ(m)
---	-----	-----	-------

類	断面積 (mm ²)	の質 量(k g)	3種キャブタイヤケーブル、3種クロロ レンキャブタイヤケーブル、 3種クロス ルホン化ポリエチレンキャブタイヤケー ブル又は3種耐燃性エチレンゴムキャ ブタイヤケーブル	4種キャブタイヤケーブル、4 種クロロレンキャブタイヤケ ーブル又は4種クロロスルホ ン化ポリエチレンキャブタイヤ ケーブル
単 心 の もの	14以 下	3	0.2	
	14を 超え3 8以下	5	0.3	
	38を 超える もの	5	0.5	
多 心 の もの	3.5以 下	5	0.3	0.5
	3.5を 超え1 4以下	10	0.5	0.7
	14を 超え3 8以下	20	0.7	1
	38を 超える もの	30	1	1.3

(附表第二十四～二十六 省略)

附表第二十七 電気用品の表示の方式

電 気 用 品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電 線	1 ネオン電線にあつては、その定 格電圧	1 ふつ素樹脂絶縁電線以外のものにあつては、 電線の表面に1m以下ごとに(600ボルトゴム絶 縁電線、ゴムコードその他の表面に表示すること が困難なものにあつては、電線の被覆中に入れ たテープに連続して)容易に消えない方法で表示 すること。 2 ふつ素樹脂絶縁電線にあつては、容易に消え ない方法で1巻ごとに荷札に表示すること。 3 専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み
	2 平形導体合成樹脂絶縁電線に あつては、その定格電流	
	3 すえ置き型の機械器具以外のもの に使用できないものにあつては、 その旨	
	4 1種キャブタイヤケーブルにあつ ては、その旨	

	<p>5 機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するにあつては、その旨</p> <p>6 耐熱性ビニル混合物、耐熱性ふつ素樹脂混合物、耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性エチレンゴム混合物及び耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、その旨</p> <p>7 コンクリート直埋用のものにあつては、その旨</p> <p>8 耐震型のものにあつては、その旨</p> <p>9 アクセスフロア用のものにあつては、その旨</p> <p>10 コンクリート直天井用のものにあつては、その旨</p>	<p>込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。</p>
電気温床線	<p>1 定格電圧</p> <p>2 定格消費電力</p>	<p>発熱体と口出し線との接続部又はこれに近接する部分の絶縁被覆の表面に容易に消えない方法で表示すること。</p>

別表第八2(100) アーク溶接機

イ 構造

(イ) 溶接用変圧器は、絶縁変圧器であること。

(ロ) 溶接用電源装置から溶接電極に至る電線は、次のいずれかに適合すること。

- a 別表第一に規定する技術上の基準又は第2項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブルを除く。)であること。
- b 別表第一に規定する電線に係る共通の技術上の基準に適合し、かつ、材料及び構造等が以下の(a)から(e)までに掲げる基準に適合するものであること、又は第2項の規定による技術上の基準に適合するものであること。

(a) 材料及び構造

導体は、附表第七に適合する軟銅集合より線であつて断面積が 14mm^2 以上のもの又は別表第一附表第八の三に適合する軟アルミ集合より線であること。

絶縁体は、次に適合すること。

- i) 絶縁物は、導線用のものにあつては、天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**、ホルダー用のものにあつては、天然ゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、**ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**であること。
- ii) 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

導体の断面積(mm^2)	絶縁体の厚さ(mm)
14以上25以下	2.3(0.8)
25を超え30以下	2.5(0.8)
30を超え40以下	2.6(0.8)
40を超え50以下	2.7(0.8)
50を超え60以下	2.8(0.8)
60を超え80以下	3.0(1.0)
80を超え100以下	3.2(1.0)

(備考) かつこ内の数値は、ホルダー用のものに適用する。

ホルダー用のものにあつては、外装は、次に適合すること。

- i) 絶縁物は、天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物、**耐燃性エチレン混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物**であること。
- ii) 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

導体の断面積(mm^2)	外装の厚さ(mm)
14以上25以下	1.6
25を超え30以下	1.7
30を超え40以下	1.8
40を超え60以下	2
60を超え80以下	2.3
80を超え100以下	2.4

- (b) 絶縁耐力
附表第八の試験を行なったとき、これに適合すること。
- (c) 耐食性
めつきを施した銅線又は鋼線にあつては、別表第一附表第十二の試験を行なったとき、これに適合すること。
- (d) 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質
引張強度及び伸び
附表第九の試験を行なったとき、これに適合すること。
耐油性
絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、別表第一附表第二十二の試験を行つたとき、これに適合すること。
耐燃性
 - i) 絶縁体(ホルダー用のものを除く。)又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、別表第一附表第二十一の試験を行つたとき、これに適合すること。
 - ii) 絶縁体(ホルダー用のものを除く。)又は外装に**耐燃性エチレンゴム混合物、耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物**を使用するものにあつては、別表第一附表第二十一の試験を行つたとき、これに適合すること。
- (e) 耐衝撃性
導線用のものにあつては、附表第十の試験を行なったとき、これに適合すること。

(以下 附表第八まで 省略)

附表第九 引張強さ及び伸びの試験

絶縁体又は外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さ及び伸びの試験を行なったとき、2の基準に適合すること。

1 試験条件

別表第一附表第十四1を準用する。

2 基準

室温における引張強さ及び伸び並びに加熱後の引張強さ及び伸びの残率は、次の表に掲げる値以上であること。

絶縁体と 外装の 別	絶縁物の種類	室温における値		加熱後の残率		
		引張強さ (MPa)	伸び (%)	引張強 さ(%)	伸び (%)	
絶縁体	天然ゴム導線用のもの	混合物	14	430	50	50
		ホルダー用のもの	6	250	50	50
	クロロプレンゴム混合物	13	300	65	65	
	エチレンプロピレンゴム混合物	4	300	80	80	
	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物	8	300	80	70	
	ポリエチレン混合物	架橋したもの	10	200	80	80
		その他のもの	10	350	80	65

	ポリオレフィン混合物	架橋したもの	7	200	80	80
		その他のもの	5	200	80	65
外装	天然ゴム混合物		14	430	50	50
	クロロプレンゴム混合物		13	300	65	65
	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物		13	300	80	70
	耐燃性エチレンゴム混合物		7	300	80	80
	ポリエチレン混合物	架橋したもの	10	200	80	80
		その他のもの	10	350	80	65
	耐燃性ポリオレフィン混合物		8	200	80	80